



発行 東京都

目 次

告 示

○市街地再開発組合の事業計画の変更認可

（都市整備局市街地整備部再開発課）

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除（環境局環境改善部化学物質対策課）

○保安林の指定施業要件の変更予定

（産業労働局農林水産部森林課）

公 告

○土地収用法による収用の裁決手続開始（三件）
（東京都収用委員会）

○東京都告示第九百三十三号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條

第二項の規定により、令和三年東京都告示第七百四十号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年九月二十四日

東京都知事 小池 百合子

条第一項の規定に基づき立石駅北口地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和七年九月二十四日

東京都知事 小池 百合子

一 組合の名称
立石駅北口地区市街地再開発組合三 エチレン及びテトラクロロエチレン
講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去二 事業施行期間
令和三年四月二十八日から令和十一年八月三十日まで

で

三 施行地区

葛飾区立石四丁目及び立石七丁目各地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

葛飾区立石七丁目三番十八号

令和三年四月二十八日

五 変更の内容

事業施行期間を令和十三年一月三十一日まで延長する。

六 事業計画の変更の認可の年月日

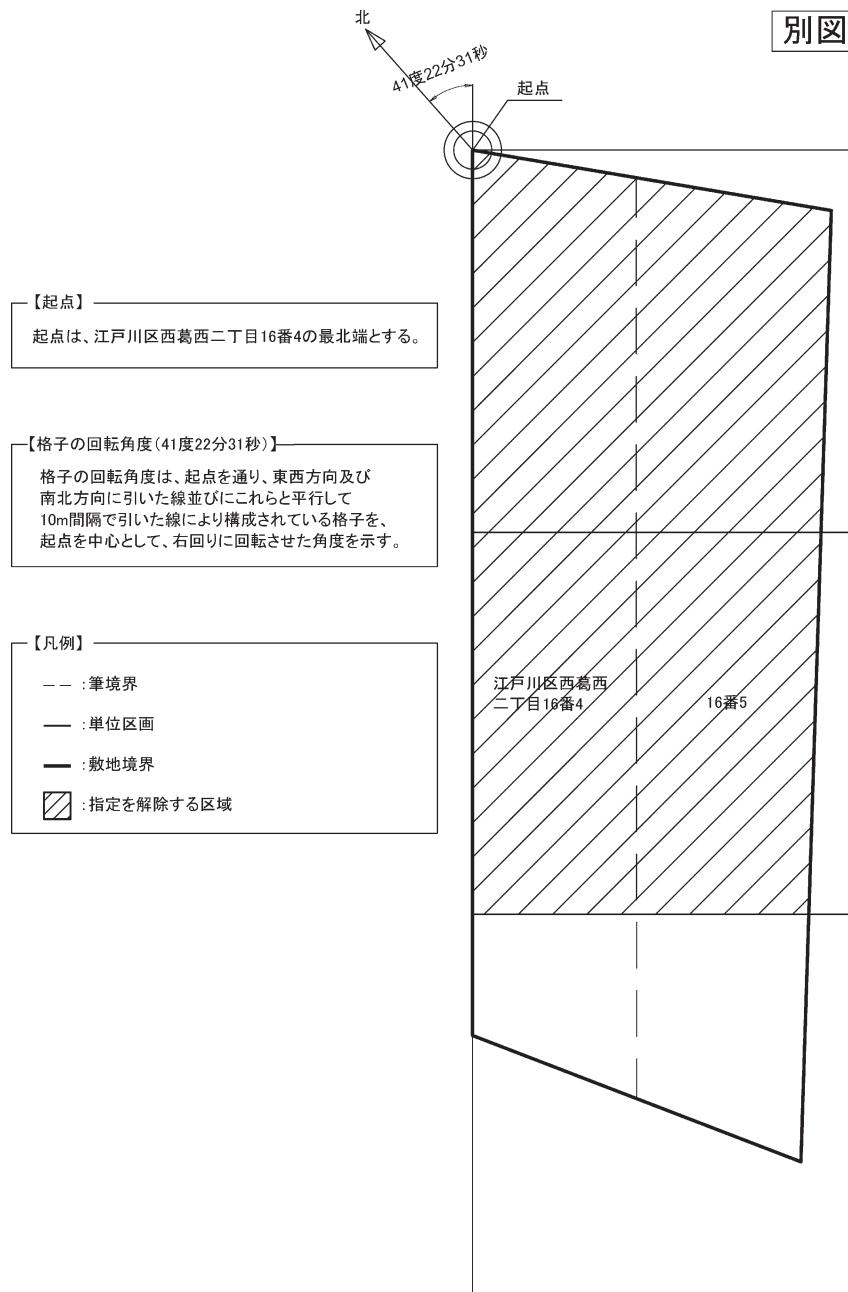
令和七年九月二十四日

二丁目地内

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかつた特定有害物質の種類

クロロエチレン、1,2-ジクロロ

別図



◎東京都告示第九百三十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条规定において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があつたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

令和七年九月二十四日

東京都知事 小池百合子

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

八王子市南浅川町二六一一番一・二八三六番・二八三七番一・同番一・三二三三番一・三三三九四番二(以上六筆について次の図に示す部分に限る。)、二八三七番三、三三九〇番、三三九一番

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 變更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

八王子市南浅川町二六一一番一(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 立木として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び八王子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

八王子市南浅川町二八三八番一・同番一(以上二筆)について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をやめる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び八王子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

令和7年9月24日

東京都収用委員会

会長 松尾 弘

1 起業者の名称	東京都
2 事業の種類	東京都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道事業第10号線及び東京都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道第10号線付属街路第16号線
3 裁決手続の開始を決定した土地の所	別記1のとおり 在、地番、地目及び地積等
4 土地所有者の氏名及び住所	別記2のとおり 土地に関する権利を有する関係人の 氏名、住所及びその権利の種類
5 別記2のとおり	
6 裁決手続開始決定年月日	令和7年9月11日

別記1

裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

所在	地番	地目	地積 (m ²)		取用しようとする土地の面積 (m ²)	備考
			登記簿上	実測		
東京都世田谷区桜上水五丁目	455番6	公衆用道路	214	249.49	25.63	別図1のとおり 注1
					22.97	別図2のとおり 注2

注1 東京都市計画都市高速鉄道事業第10号線

注2 東京都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道第10号線付属街路第16号線

別記2

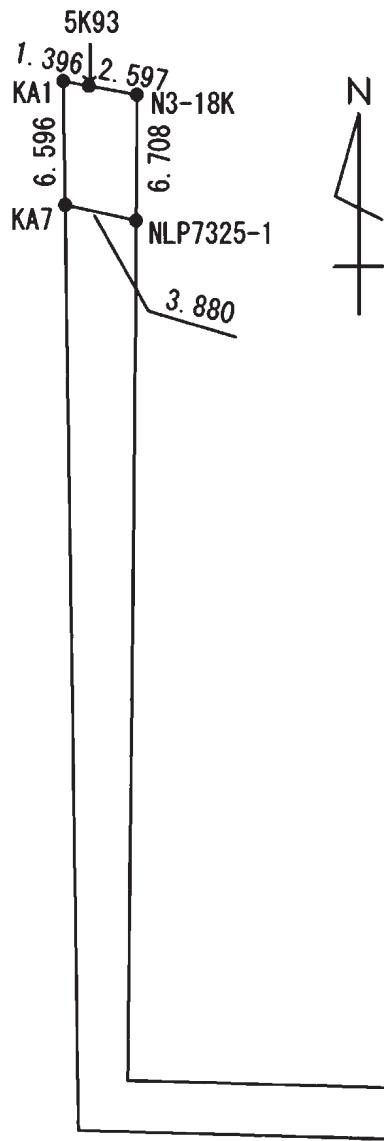
土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		
氏名	住所	氏名	住所	権利の種類
登記名義人 篠錠一 ただし、同人は昭和60年9月27日死亡。 法定相続人は、篠はあ、野呂明子、近藤直子、篠陽子及び篠靜子である。	最後の住所 東京都杉並区下高井戸 四丁目6番4号			
篠はあ(法定相続分24分の18) ただし、同人は平成26年6月18日死亡。 法定相続人は、江藤光夫、江藤常子及び江藤歌子である。	最後の住所 東京都杉並区下高井戸 四丁目6番4号			
江藤光夫(法定相続分24分の6) ただし、同人は平成27年4月26日死亡。 法定相続人は、稻垣奈央子及び江藤隆太である。	最後の住所 東京都杉並区永福四丁目17番20号			
稻垣奈央子(法定相続分24分の3)	東京都杉並区永福四丁目17番20号			
江藤隆太(法定相続分24分の3)	東京都杉並区永福四丁目17番20号			
江藤常子(法定相続分24分の6)	東京都杉並区永福四丁目17番20号			
江藤歌子(法定相続分24分の6)	東京都杉並区永福四丁目17番20号			
野呂明子(法定相続分24分の1)	東京都杉並区下高井戸 一丁目36番1号			
近藤直子(法定相続分24分の1)	東京都杉並区下高井戸 一丁目36番16号エニ イハウスI 701			
篠陽子(法定相続分24分の1)	東京都渋谷区幡ヶ谷二 丁目37番12-303号			
篠靜子(法定相続分24分の3) ただし、同人は昭和62年7月30日死亡。 法定相続人は、野呂明子、近藤直子及び篠陽子である。	最後の住所 不明			
野呂明子(法定相続分24分の1)	東京都杉並区下高井戸 一丁目36番1号			
近藤直子(法定相続分24分の1)	東京都杉並区下高井戸 一丁目36番16号エニ イハウスI 701			
篠陽子(法定相続分24分の1)	東京都渋谷区幡ヶ谷二 丁目37番12-303号			

別 図1（東京都市計画都市高速鉄道事業第10号線）

裁決手続の開始を決定した土地

東京都世田谷区桜上水五丁目455番6のうち

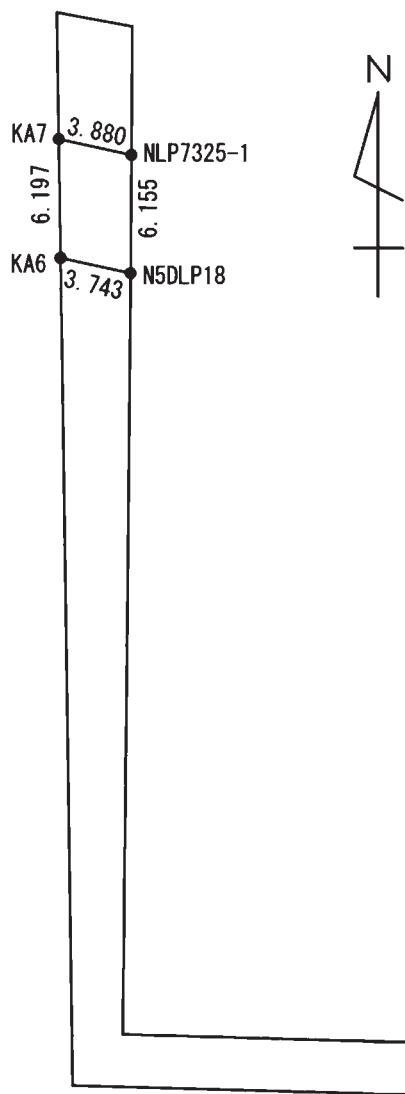
25.63 平方メートル



単位：メートル

NO	Xn	Yn	Y _{n+1} -Y _{n-1}	Xn • (Y _{n+1} -Y _{n-1})
KA1	-36821.598	-18516.718	-1.276	46984.359048
KA7	-36828.194	-18516.622	3.885	-143077.533690
NLP7325-1	-36829.032	-18512.833	3.832	-141128.850624
N3-18K	-36822.324	-18512.790	-2.513	92534.500212
5K93	-36821.859	-18515.346	-3.928	144636.262152
合 計				-51.262902
合 計 面 積				25.631451
地 積				25.63 m ²

別 図2 (東京都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道第10号線付属街路第16号線)
 裁決手続の開始を決定した土地
 東京都世田谷区桜上水五丁目455番6のうち
 22.97 平方メートル



単位：メートル

NO	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn • (Yn+1-Yn-1)
KA7	-36828.194	-18516.622	-3.698	136190.661412
KA6	-36834.391	-18516.531	3.749	-138092.131859
N5DLP18	-36835.187	-18512.873	3.698	-136216.521526
NLP7325-1	-36829.032	-18512.833	-3.749	138072.040968
合 計				-45.951005
合 計 面 積				22.975502
地 積				22.97 m ²

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

令和7年9月24日

東京都収用委員会

会長 松尾 弘

- 1 起業者の名称 東京都
 - 2 事業の種類 東京都市計画都市高速鉄道事業第10号線
 - 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在
 - 4 土地所有者の氏名及び住所
 - 5 土地に関する権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
 - 6 裁決手続開始決定月日 令和7年9月11日
- 在、地番、地目及び地積等
- 別記1のとおり
- 別記2のとおり

別記1

裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

所在	地番	地目	地積 (m ²)		取用しようとする土地の面積 (m ²)	備考
			登記簿上	実測		
東京都世田谷区 桜上水五丁目	454番6	公衆用 道路	19	57.18	13.28	別図のとおり

別記2

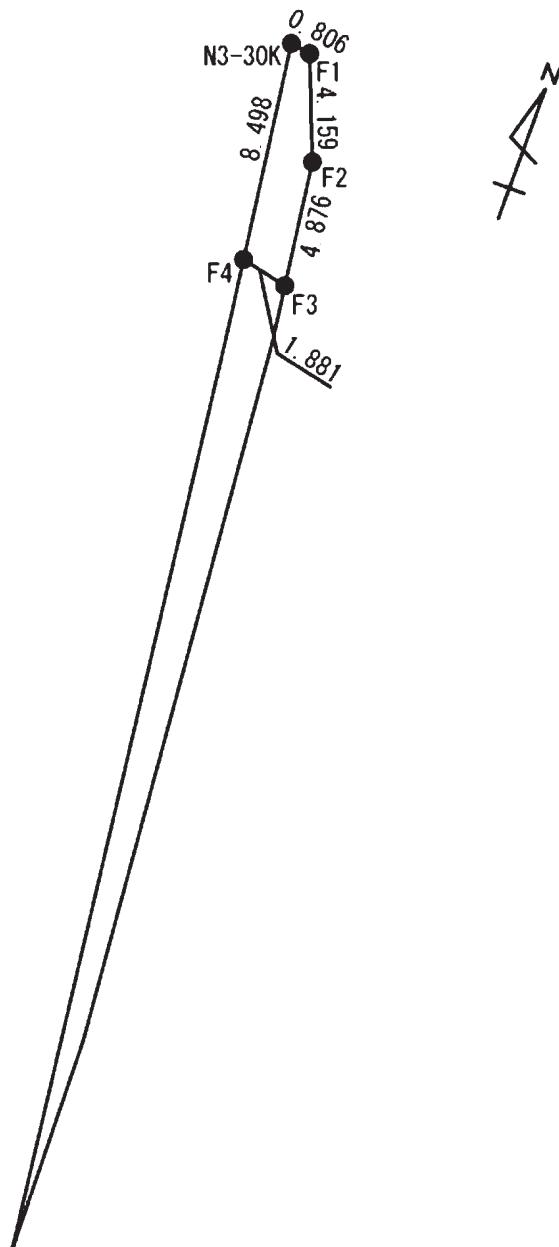
土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		
氏名	住所	氏名	住所	権利の種類
登記名義人 篠錠一 ただし、同人は昭和60年9月27日死亡。 法定相続人は、篠はあ、野呂明子、近藤直子、篠陽子及び篠靜子である。	最後の住所 東京都杉並区下高井戸 四丁目6番4号			
篠はあ(法定相続分24分の18) ただし、同人は平成26年6月18日死亡。 法定相続人は、江藤光夫、江藤常子及び江藤歌子である。	最後の住所 東京都杉並区下高井戸 四丁目6番4号			
江藤光夫(法定相続分24分の6) ただし、同人は平成27年4月26日死亡。 法定相続人は、稻垣奈央子及び江藤隆太である。	最後の住所 東京都杉並区永福四丁目17番20号			
稻垣奈央子(法定相続分24分の3)	東京都杉並区永福四丁目17番20号			
江藤隆太(法定相続分24分の3)	東京都杉並区永福四丁目17番20号			
江藤常子(法定相続分24分の6)	東京都杉並区永福四丁目17番20号			
江藤歌子(法定相続分24分の6)	東京都杉並区永福四丁目17番20号			
野呂明子(法定相続分24分の1)	東京都杉並区下高井戸 一丁目36番1号			
近藤直子(法定相続分24分の1)	東京都杉並区下高井戸 一丁目36番16号エニ イハウスI 701			
篠陽子(法定相続分24分の1)	東京都渋谷区幡ヶ谷二 丁目37番12-303号			
篠靜子(法定相続分24分の3) ただし、同人は昭和62年7月30日死亡。 法定相続人は、野呂明子、近藤直子及び篠陽子である。	最後の住所 不明			
野呂明子(法定相続分24分の1)	東京都杉並区下高井戸 一丁目36番1号			
近藤直子(法定相続分24分の1)	東京都杉並区下高井戸 一丁目36番16号エニ イハウスI 701			
篠陽子(法定相続分24分の1)	東京都渋谷区幡ヶ谷二 丁目37番12-303号			

別 図

裁決手続の開始を決定した土地

東京都世田谷区桜上水五丁目 454 番 6 のうち

13.28 平方メートル



単位：メートル

NO	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn • (Yn+1-Yn-1)
N3-30K	-36829.003	-18476.073	0.319	-11748.451957
F4	-36837.428	-18474.957	2.953	-108780.924884
F3	-36837.835	-18473.120	1.199	-44168.564165
F2	-36833.000	-18473.758	-2.156	79411.948000
F1	-36829.127	-18475.276	-2.315	85259.429005
合 計				-26.564001
合 計 面 積				13.282000
地 積				13.28 m ²

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

令和7年9月24日

東京都収用委員会

会長 松尾 弘

1 起業者の名称 東京都

2 事業の種類 東京都市計画都市高速鉄道事業第10号線
及び東京都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道第10号線付属街路第16号線

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、
地番、地目及び地積等

4 土地所有者の氏名及び住所

5 土地に関する権利を有する関係人の氏
名、住所及びその権利の種類

6 裁決手続開始決定年月日 令和7年9月11日

別記のとおり

別記

裁決手続の開始を決定した土地						土地所有者		土地に関する権利を有する関係人			備考		
所在	地番	地目	登記簿上 の地積	実測地積	収用しよう とする土地 の面積	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類			
東京都世田 谷区桜上水 五丁目	456番7	公衆用 道路	m ²	m ²	m ²	タカシ不動産株式 会社 (持分3分の1)	不明 ただし、商業登記簿上 の住所 東京都世田谷区池尻 三丁目30番4号	株式会社三武 (持分3分の1)	不明 ただし、閉鎖商業登記 簿上の住所 東京都港区南青山二 丁目2番15号	株式会社光喜地所 (持分3分の1)	不明 ただし、閉鎖商業登記 簿上の住所 東京都世田谷区玉川 台二丁目17番23号	別図1のと おり 注1	別図2のと おり 注2

注1 東京都市計画都市高速鉄道事業第10号線

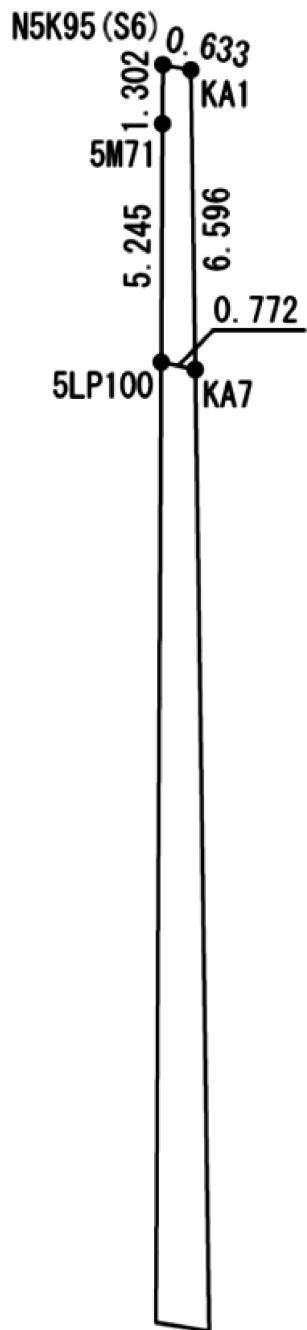
注2 東京都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道第10号線付属街路第16号線

別 図 1（東京都市計画都市高速鉄道事業第 10 号線）

裁決手続の開始を決定した土地

東京都世田谷区桜上水五丁目 456 番 7 のうち

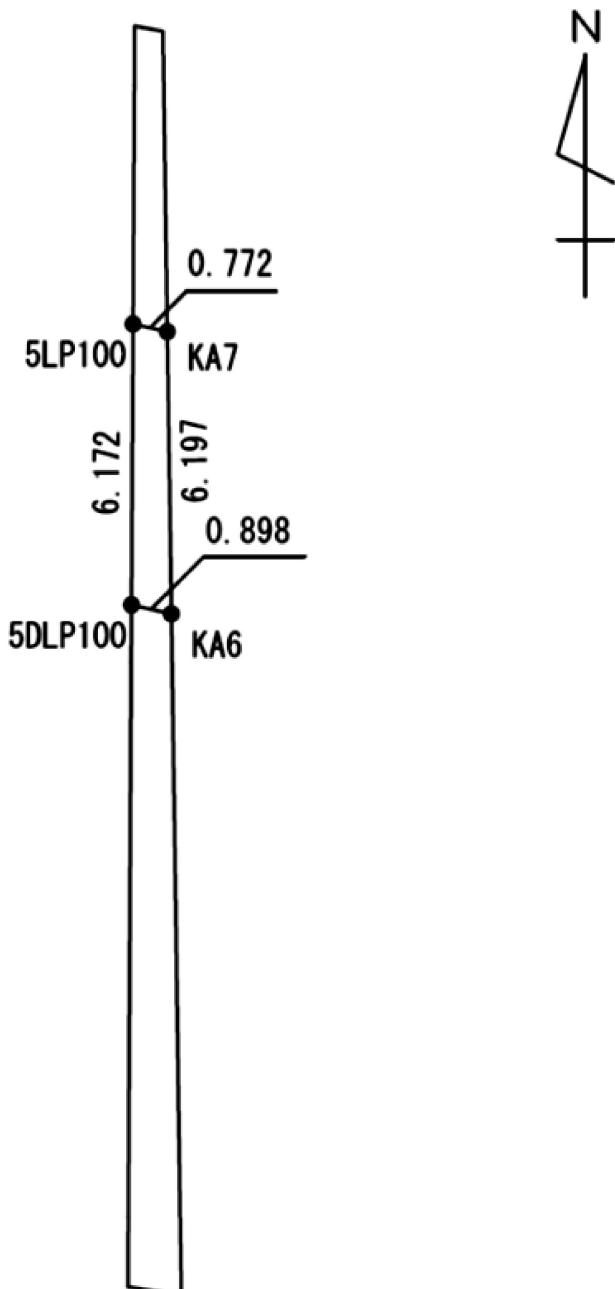
4.51 平方メートル



単位：メートル

No.	Xn	Yn	Y _{n+1} -Y _{n-1}	X _n ・(Y _{n+1} -Y _{n-1})
N5K95(S6)	-36821.480	-18517.340	-0.629	23160.710920
5M71	-36822.782	-18517.347	-0.036	1325.620152
5LP100	-36828.027	-18517.376	0.725	-26700.319575
KA7	-36828.194	-18516.622	0.658	-24232.951652
KA1	-36821.598	-18516.718	-0.718	26437.907364
合計				-9.032791
合計面積				4.516395
地積				4.51 m ²

別図2 (東京都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道第10号線付属街路第16号線)
 裁決手続の開始を決定した土地
 東京都世田谷区桜上水五丁目456番7のうち
 5.04 平方メートル



単位: メートル

No.	Xn	Yn	Y _{n+1} -Y _{n-1}	X _n ・(Y _{n+1} -Y _{n-1})
5LP100	-36828.027	-18517.376	-0.787	28983.657249
5DLP100	-36834.199	-18517.409	0.845	-31124.898155
KA6	-36834.391	-18516.531	0.787	-28988.665717
KA7	-36828.194	-18516.622	-0.845	31119.823930
合計				-10.082693
合計面積				5.041346
地積				5.04 m ²

発行 東京都
 電話 ○三(五三二二)一一一(代)郵便番号 163-8001
 定価 一箇月(郵送料を含む)二〇〇円
 印刷所 勝美印刷株式会社
 電話 ○三(三八一)五二〇一(代)郵便番号 113-0001
 FSC ミックス紙
 FSC® C006270